

上下水道料金システム更新事業 公募型プロポーザル実施要領・募集要項

この要領は、上下水道料金システム更新事業の事業者選定に当たり、当該業務に係る最適な受注者を選定するための公募型プロポーザル実施に係る事項を定めたものである。

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 上下水道料金システム更新事業
- (2) 業務の内容 上下水道料金システム更新事業仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行場所 高槻市桃園町4-15ほか
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5) 提案上限額 500,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
※ただし、運用及び保守関連費用は除く(当該費用に関する契約は別途締結)
- (6) 支払い方法 履行確認後に契約金額の総額を支払い(令和9年度に支払)

2. 担当部署

高槻市水道部給水収納課 システム更新DX担当

住所:〒569-0067 大阪府高槻市桃園町 4-15 水道部庁舎 2 階

電話:072-674-7906 FAX:072-674-7949

メールアドレス:tak2097@city.takatsuki.osaka.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高槻市の令和7年度入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者。
- (5) 人口が20万人以上の自治体において、上下水道料金システムの構築及び運用保守の実績(システム導入が完了し、現在稼働しているものに限る)があること。
- (6) 情報セキュリティに関し、ISO/IEC27001、JISQ27001(情報セキュリティ)又はプライバシーマークの認証を取得していること。

4. スケジュール

内 容	実施日及び期間
プロポーザル実施要領・募集要項の公表	令和7年11月4日(火)
参加表明関係書類(☆)の受付期間	令和7年11月4日(火)～ 令和7年11月19日(水)17時
質問書の受付期間 ※任意提出	令和7年11月4日(火)～ 令和7年11月14日(金)17時
参加資格の確認結果の通知期限	令和7年11月28日(金)17時
提案書及び見積関係書類(★)の受付期間	令和7年12月1日(月)～ 令和7年12月15日(月)17時
要件定義書兼対応回答書の事実確認のための デモンストレーションの実施	令和7年12月中旬～随時
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年1月上旬以降
審査結果の通知	令和8年1月下旬頃
受託候補者との契約内容に関する詳細協議	令和8年2月上旬以降
契約締結	令和8年2月下旬～3月上旬

5. 参加表明関係書類(☆)の提出

(1) 提出書類

・様式1 参加表明書（要押印）

※参加表明書の提出をもって、本実施要領・募集要項の記載内容に同意したものとみなす。

・様式2 会社概要書

・様式3 システム導入実績調書

・ISO/IEC27001、JISQ27001(情報セキュリティ)又はプライバシーマークの認証を取得していることがわかる書類の写し ※提出時点で有効な最新の認証書の写しを提出すること。

【受付期間】

令和7年11月4日(火)から令和7年11月19日(水) ※17時必着

(2) 提出方法

PDF 形式にて電子メールで提出

高槻市水道部給水収納課 代表メールアドレスへ提出し、必ず電話にて受信確認を行うこと。

【高槻市水道部給水収納課 代表メールアドレス：tak2097@city.takatsuki.osaka.jp】

※メールの件名は「参加表明:上下水道料金システム更新事業」とすること。

※仕様書 別紙1「現行システムの運用状況及び業務上の課題」については、参加表明書を提出した者に対し、すみやかに電子メールにて資料提供する。

(3) 参加資格の確認結果の通知

「3. 参加資格」に基づき、参加資格を満たすかどうか確認し、参加資格の有無について、令和7年11月28日(金)までに電子メールにより通知する。なお、電子メールの通知先は、「様式2 会社概要書」に記載されたメールアドレスとする(以下、本市から電子メールにて通知・回答等する場合、同様)。

(4) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、「様式8 プロポーザル参加辞退届」を記入し、持参または郵送(書留郵便等の記録が残るもの)で提出するものとする。なお、参加辞退届提出後は、いかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めないものとする。

6. 質問書の提出と回答 ※質問がある場合のみ任意提出

(1) 提出書類

・様式4 質問書 ※質問がある場合のみ

【受付期間】

令和7年11月4日(火)から令和7年11月14日(金) ※17時必着

(2) 提出方法

PDFもしくはExcel形式にて電子メールで提出

高槻市水道部給水収納課 代表メールアドレスへ提出し、必ず電話にて受信確認を行うこと。

【高槻市水道部給水収納課 代表メールアドレス： tak2097@city.takatsuki.osaka.jp】

※メールの件名は「質問書:上下水道料金システム更新事業」とすること。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は令和7年11月26日(水)までに、一括して回答を市ホームページ上に公開する。

ただし、質問又は回答内容が具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者のみに回答し公開しない場合もある。また、質問内容によっては回答できない場合もある。

7. 提案書及び見積関係書類(★)の提出

(1) 提出書類

・様式5 要件定義書兼対応回答書

※回答内容が実際に機能要求を満たしているかどうかについて、デモンストレーション形式により事務局(実務担当者)が事実確認を行う。(詳細は、以下 8. 参照)

・様式6 提案概要書

※「様式6 提案概要書」に加え、独自様式の提案書や参考資料を追加作成しても構わない。

また独自様式の提案書や参考資料は、後日行うプレゼンテーション説明の流れの都合に合わせ、様式6の各ページの後に挿入、もしくは様式6と別冊のどちらでも差支えない。

・様式7 経費見積書

※「様式5 要件定義書兼対応回答書」及び「様式6 提案概要書」等に記載している事項についても漏れなく見積金額に反映すること。

・様式自由 見積価格内訳書(システム構築)

※特に業務端末・プリンタ等の機器類の内訳は機器種別・設置場所ごとの各数量含めて明瞭に記載すること。

・様式自由 見積価格内訳書(運用保守)

【受付期間】

令和7年12月1日(月)から令和7年12月15日(月) ※17時必着

(2) 提出方法

紙媒体(正本1部、副本10部)及び電子データ(CD-R 又はDVD-R)を**持参**または**郵送**で提出

※持参の場合は、受付時間は平日の9時～12時・13時～17時とする。

※郵送の場合は、簡易書留等、受け取り日時及び配達されたことが証明可能な方法に限る。

【提出先】

高槻市水道部給水収納課 システム更新DX担当 宛

住所:〒569-0067 大阪府高槻市桃園町 4-15 水道部庁舎 2 階

電話:072-674-7906

(3) 各様式作成にあたっての留意点

各様式を作成する際は、様式内の要領や注釈等の留意事項を熟読の上、作成すること。

8. デモンストレーションによる「様式5 要件定義書兼対応回答書」の確認

(1) デモンストレーションの目的

プレゼンテーション審査に先立ち、期日までに提出された「様式5 要件定義書兼対応回答書」の記載内容が実際に要求内容を満たしているかどうかについて、事務局(実務担当者)が事実確認を行う。事務局は、確認結果について「上下水道料金システム更新に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)に報告する。

(2) 実施方法

提案事業者の担当者が行う操作画面のデモによる「様式5 要件定義書兼対応回答書」に書かれた内容の再現及びヒアリングを実施し、機能適合性等を事務局(実務担当者)が確認する。

【留意事項】

- ・出席者は5名以内とする。
- ・必ず本事業に従事する予定の者がデモンストレーションを行うこと。
- ・プロジェクト(HDMIケーブル、コンピュータケーブル接続可能なもの)、大型ディスプレイまたはスクリーン、机、椅子等については本市が用意するが、その他の必要機器(PC、ネットワーク接続環境、接続ケーブル等)については、各提案者で準備すること。

(3) 実施日時・場所

令和7年12月中旬～下旬を予定(実施日時・場所の詳細については、決まり次第別途連絡)

9. 「様式6 提案概要書」及び「独自様式の提案書や参考資料(任意提出)」作成にあたっての注意点

(1) 仕様書(仕様書 別紙1～8含む)及び「別表 審査基準」を参照の上、作成すること。

なお、「様式6 提案概要書」に加え、独自様式の提案書や参考資料を作成しても構わない。

また独自様式の提案書や参考資料は、後日行うプレゼンテーション説明の流れの都合に合わせ、様式6の各ページの後に挿入、もしくは様式6と別冊のどちらでも差支えない。

(2) 印刷用紙はA4またはA3サイズでカラー印刷とし、ページ番号を付し長辺綴じをして提出すること。 A3用紙の場合にはA4サイズに収まるよう折りたたみ綴じ込むこと。

(3) 文字サイズは10.5ポイント以上とし、書体やフォントは任意とするが鉛筆・消せるボールペンなど容易に消せるもので作成した提案書は認めない。

(4) 専門的な用語には説明を付すこと。

(5) 匿名で審査を行うため、提案書には、事業者名又は事業者が類推できる表現、イラスト・ロゴ等は記載しない、もしくは黒塗り等を施して提出すること。

(6) 「様式6 提案概要書」と独自様式の提案書・参考資料を合わせて、全体で提出用紙は50枚以内を目安とする。なお、枚数の多寡をもって評価に影響するものではない。

(7) 提案数は1者につき1案とする。

(8) 最優秀提案者決定後、提出された本資料に基づき、本市と協議の上、契約時に仕様として決定する。

10. プレゼンテーション・ヒアリング審査

本市が設置する本市職員で構成された選定委員会において、提案概要書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり実施する。審査は「別表 審査基準」に沿って行う。なお、提案事業者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

(1) 審査方法

プレゼンテーションは1者あたり60分以内(準備・撤収時間を除く。残り時間が3分となった際及び60分到来時に事務局から合図を行う。)とし、「様式6 提案概要書」及び「独自様式の提案書や参考資料(任意提出)」に沿って説明を行うとともに、業務のポイントとなる操作画面等の提示も必要に応じて行うこと。プレゼンテーションの後、選定委員会からの質疑に答えるヒアリングの時間を30分程度設ける。なお、状況により審査の補助的役割として事務局からも質疑を行う場合がある。

【留意事項】

- ・プレゼンテーションの実施場所では、公平性の確保と提案内容に基づいた客観的な審査を行うため、法人名及び法人名を想起させる呼称、ロゴ等の表示を使用しないこと。なお、自社、親会社、子会社A、子会社Bなどの呼称等は可とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、期日までに提出された提案概要書等に基づくものとし、審査当日の資料の追加提出は認めない。
- ・出席者は1者あたり5名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は原則、認めない。
- ・説明は、本業務に従事する総括責任者又はプロジェクトリーダーが行うこととし、実施できない場合は、その理由をプレゼンテーションの冒頭に説明すること。なお、機器操作や指し棒等による強調表現等の補助的役割は総括責任者又はプロジェクトリーダー以外の者が担ってもよい。
- ・プロジェクタ(HDMIケーブル、コンピュータケーブル接続可能なもの)、大型ディスプレイまたはスクリーン、机、椅子等については本市が用意するが、その他の必要機器(PC、ネットワーク接続環境、接続ケーブル等)については、各提案者で準備すること。

(2) 実施日時

令和8年1月上旬以降を予定(実施日時・場所の詳細については、決まり次第別途連絡)

(3) 評価方法

評価は、「別表 審査基準」に沿って審査員が審査する。審査員1名あたりの持ち点は1,000点とし、合計7,000点満点で採点する。なお、合計得点が3,500点以下の場合は不合格とする。

(4) 最優秀提案者の選定

提案事業者のうち、(3)に定める評価点が最も高い者を最優秀提案者として順位付けし、次点者以下も決定する。採点の結果、同得点が2者以上ある場合は、審査基準IV「独自提案(100点)」が高得点の者を上位者とする。同得点が2者以上で、審査基準IV「独自提案(100点)」も同得点の場合は、審査基準VI「価格評価(200点)」が高得点の者を上位者とし、それでも決しない場合は、選定委員の協議により順位を決定する。なお、選定委員会による審査は非公開とし、審査内容に関する問合わせには応じない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月下旬頃に全ての提案事業者に電子メールにより通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

11. 契約方法

- (1) 最優秀提案者と契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀提案者が契約締結までに「3. 参加資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 契約保証金については、高槻市水道事業契約規程(昭和54年高水管理規程第7号)第26条の規定に従うものとする。ただし、同規程第28条の規定に該当する場合は、免除する。

12. 失格条項等

次のいずれかの事項に該当する場合には、失格または無効とする。

- (1) 期限までに所定の方法で書類を提出しない場合。
- (2) 見積金額が提案上限金額より高い場合。
- (3) 2以上の提案をした場合。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく参加しなかった場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 談合等の不正行為があった場合。
- (8) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合。

13. その他

- (1) 事業者は、本実施要領・募集要項及び仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案事業者は、最優秀提案者決定後において、異議を申し立てることはできない。
- (4) 緊急やむを得ない事情により、スケジュールを変更する場合がある。その場合、各事業者へ別途日程を通知する。
- (5) 提案に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とする。緊急やむを得ない事情等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (6) 提案書等の作成にあたり、高槻市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。プロポーザルの手続き完了後も同様とする。
- (7) 提出書類の取り扱い
 - ・提出されたすべての書類は、返却しない。
 - ・提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
 - ・市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
 - ・提出書類に係る公文書公開請求があった場合は、高槻市情報公開条例に基づき、非公開情報に該当する箇所を除き、公開するものとする。
- (8) 本実施要領・募集要項に定めることのほか、プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、各事業者に通知する。

別表 審査基準(審査員1名あたりの評価持ち点:1,000点の内訳) ※審査員7名の7,000点満点で評価

大分類				中分類		小分類		評価の視点		5段階評価					満点
										A	B	C	D	E	
										特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分	
I	プロジェクト遂行能力評価 (160点)	プロジェクト管理	1	事業実績	・他の地方公共団体において、上下水道料金システムや料金システム関連するお客さまポータルサイト、給排水及びメーター管理システム等について十分な実績を有し、安定的な稼働がされているか。	20	16	12	8	4	20				
			2	プロジェクト体制	・本業務は、上下水道事業に係る業務が複数関連するプロジェクトであるため、経験豊富な要員が適切に配置され、事業者と市の役割分担、スケジュール、作業内容等のプロジェクト体制が具体的に提示されているか。 ・再委託などある場合、役割分担や再委託先の会社概要が示されているか。	20	16	12	8	4	20				
			3	プロジェクト効率	・プロジェクト全体を通して職員の作業負荷軽減や費用削減等を考慮した提案が具体的に提示されているか。 ・定量的に作業進捗を管理・可視化できる工夫がなされているか。	20	16	12	8	4	20				
			4	データ移行	・現行システムからのデータ移行作業に対する移行方針、移行方法、作業内容が具体的に提示されているか。 ・移行作業を通して想定されるリスク内容やリスクが顕在化した場合の対応策が具体的に提示されているか。	30	24	18	12	6	30				
		サポート体制	5	BPR支援	・上下水道料金システムの更新に際し、検討が必要になるであろう既存業務の見直し(BPR:業務プロセス再構築)に対し、十分な支援体制がとられているか。	50	40	30	20	10	50				
			6	効果的な研修	・職員が効率的に操作方法等を習得できる研修方法等が提示されているか。 ・システム更新に際し大きな運用変更も想定され、本稼働前に行われる操作研修等による運用周知は非常に重要性が高い。しかし、操作研修等は単純なシステム操作の説明に終始し、十分な効果を得ることができない場合も少なくなく、操作研修の効果を測定することも困難な場合が多い。こういった課題に対応することのできる技能、知識、手法等を有しているか。	20	16	12	8	4	20				
II	システム評価 (290点)	システム要件	1	機能要件	・仕様書や要件定義書兼対応回答書で求める機能要件を十分に満たしているか。 ・機能要件を満たす実現方法について標準機能(パッケージ)による対応を基本とし、過度なカスタマイズに依存しない構成となっているか。	20	16	12	8	4	20				
			2	パッケージソフトウェアの操作性	・専門的知識を必要としない優れた操作性となっているか。 ・全体な統一感ある画面レイアウト、入力ミスを防ぐ視覚的な警告画面、画面遷移しても違和感なく直感的に操作できる等の良好なユーザインターフェースが具備されているか。 ・入力に対する応答性能、パッチ処理時間が業務遂行する上で必要な性能となっているか。 ・実際のデモ画面の提示等により優れた操作性が実証されていたか。	50	40	30	20	10	50				
			3	データ連携	・各業務システム間で行っているデータ連携について整理され、事務の効率化に繋がる様なデータ連携が図られているか。	40	32	24	16	8	40				
			4	ペーパーレス化	・現行システムでは、印刷発送業務やメーター取替業務をはじめ紙伝票や紙帳票での入力・確認・押印決裁など、時間と労力、帳票の保管場所確保、保管した帳票の検索の手間等を要する事態となっている。そういった障壁を取り払い、ペーパーレス化・郵送代等のコスト削減に繋がる提案がされているか。	30	24	18	12	6	30				
			5	業務効率化	・パッケージシステムでの利用を前提とした上で、DX促進により上下水道事業の業務効率化に繋がる様な提案がされているか。	40	32	24	16	8	40				
			6	お客さまサービス向上	・お客さまポータルサイト・給排水工事等申込電子受付の導入などサービス向上に効果的な提案がなされているか。 ・また、操作性や運用面での優位性を有するか。	30	24	18	12	6	30				
			7	その他DX推進に資する拡張性	・現在本市が実証実験を行っているスマートメーターとのデータ連携に向けたシステムでの対応方法など将来の拡張性について、より具体的な提案がされているか。	30	24	18	12	6	30				
		セキュリティ要件	8	セキュリティ対策	・物理的、技術的な面からのセキュリティ上の脅威と対策など、多面的なセキュリティ対策が具体的に提示されているか。	20	16	12	8	4	20				
			9	障害対策と対応	・データ保護、バックアップ等の障害対策が明確であり、業務継続性の高いシステム構成が具体的に提示されているか。 ・障害時対応について役割分担が整理され、スムーズな連携がとれる体制が具体的に提示されているか。 ・システムダウン時の対策が明確になっており、具体的な回避策、解決策が提示されているか。	30	24	18	12	6	30				
III	運用保守評価 (230点)	運用保守要件	1	システム構成・信頼性	・いつでも使える信頼性の高いシステムとなっているか。 ・運用に係るサービスレベルが適切に設定され、具体的に提示されているか。	20	16	12	8	4	20				
			2	サポート体制	・システムに関する問い合わせ窓口が一本化される等、安定したシステム稼働ができる運用体制となっているか。 ・特に稼働初期は問い合わせが殺到することを想定した十分な体制となっているか。	20	16	12	8	4	20				
			3	制度改正及びバージョンアップ対応	・運用開始後の水道料金改定・全国的な制度改正やOS、ブラウザ等のバージョンアップ対応について、考え方(パッケージ対応、保守対応、追加費用の切り分け等)が提示されているか。	40	32	24	16	8	40				
			4	次々期システム導入時の移行対応	・次々期システム導入時の移行作業について、本市及び次々期システムベンダーの作業負担内容やデータ提供回数等の対応方針が具体的に示されており、ベンダーロックインの解消に資する内容となっているか。	40	32	24	16	8	40				
			5	本番稼働後5年間の運用保守費用	【評価点】＝満点×(全提案者中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格) ※小数点以下は四捨五入する。 ・運用及び保守管理に係るコストが低廉なシステムかどうかという視点に立った運用・保守の機能評価として上記の算式により評価を行う。	左式により算出					100				
			6	見積価格内訳書(運用保守)	・任意様式の見積価格内訳書(運用保守)について、内訳が細部にわたり明瞭に示されているか。	10	8	6	4	2	10				
IV	独自提案 (100点)	独自提案	—	・仕様書や仕様書別紙1で示す、現行システムの運用状況や業務上の課題等について、パッケージシステムでの利用を前提とした上で、課題改善に繋がる有益な提案がされているか。	100	80	60	40	20	100					
V	プレゼンテーション評価 (20点)	プレゼンテーションの内容	—	・説明や資料のわかりやすさ、質疑応答の的確性等コミュニケーションが良好に図れたか。	20	16	12	8	4	20					
VI	価格評価 (200点)	見積価格	1	システム構築費用	【評価点】＝満点×(全提案者中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格) ※小数点以下は四捨五入する。	左式により算出					180				
			2	見積価格内訳書(システム構築)	・任意様式の見積価格内訳書について、内訳が細部にわたり明瞭に示されているか。	20	16	12	8	4	20				